

2025年度民法第1問・解答例

1 第1 Bの請求

- 1 BのCに対する甲の引渡請求の根拠は、所有権に基づく返還請求権である。
- 2 本請求が認められるためには、①Bが甲を所有しており、かつ、②Cが甲を占有していることが要件となる。
Bは、2024年9月1日、Aから甲を買った（①充足）。Cは、現在に至るまで、甲を占有している（②充足）。
- 3 したがって、Bの請求には理由があるようと思える。

第2 Cの反論

- 1(1) Cは、自身も甲をAから購入していると反論すると考えられるが、民法（以下、法令名省略）178条との関係でこの反論は認められるか。
- (2) 178条の趣旨は、引渡しという公示方法をもって動産取引の安全と第三者の信頼保護を図る点にある。
占有改定（183条）であっても現実の所持者への照会によって公示機能は達せられ得るし、無用の手間を省くことでむしろ取引安全に資することから、178条にいう「引渡し」には占有改定による引渡しも含まれると考えるべきである。
さらに、上記趣旨からすれば、同条にいう「第三者」とは、当事者及びその包括承継人以外の者であって、引渡しの欠缺を主張する正当な利益を有する者をいうと考えるべきである。
- (3) Cは、AやBの包括承継人ではなく、2024年9月10日に甲を

2

Aから買い受けている。したがって、BとCは、Aから二重に甲の所有権の譲渡を受けたことになり、所有権を相争う関係にある。そのため、Cは、相手方の引渡しの欠缺を主張する正当な利益を有するといえ、178条の「第三者」に該当する。

Bは、同月1日に上記Aとの甲の売買契約に基づいて、Aから占有改定の方法により甲の引渡しを受け、Cは同月10日に上記Aとの甲の売買契約に基づいて、Aから占有改定の方法により甲の引渡しを受けた。

したがって、Bが先に引渡しを受けたといえ、178条の適用により、Bの譲渡が優先するため、Cは自己の甲の所有権の承継取得をBに対抗できない。

(4) よって、Cのこの反論は認められない。

- 2(1) 次にCは、即時取得（192条）によって甲の所有権を原始取得したと反論すると考えられるが、この反論は認められるか。
- (2) Cは、上記のとおり、Aとの間で2024年9月10日に甲の売買契約を締結しており、「取引行為」があったといえる。
- (3) そして、即時取得の成立要件のうち、「平穏」、「公然」、及び「善意」に占有を始めたことについては、186条1項によって推定を受ける。また、「過失がない」ことについては、188条により、前主の占有が適法な権原に基づくことが推定される結果、それを信頼して前主と取引をすることもまた過失がないと推定される。

本件のCも、同日の売買契約に基づき、Aから占有改定により引渡

3

しを受けているところ、この時点では上記推定を覆す事実はない。

(4) ア では、占有改定による占有取得は 192 条にいう「占有を始めた」に当たるか。

イ 即時取得は、動産取引の動的安全を重視する制度であるものの、即時取得が認められることによって反射的に真の権利者の静的安全が害されることもまた確かである。したがって、即時取得が成立するために必要な引渡しは、上記 178 条の場合よりも厳格なものが要求されると考えるべきである。

そこで、即時取得が成立するためには、一般外観上従来の占有状態に変更が生じる様子の占有取得が必要となると考える。

ウ 占有改定の場合、占有状態の変更が觀念的なものにとどまるため、一般外観上従来の占有状態に変更が生じたとはいえない。したがって、即時取得が成立するために必要な引渡しとは認められない。

エ ゆえに、2024 年 9 月 10 日の時点で、C は「占有を始めた」とはいえない。

そして、C は、同年 10 月 1 日、甲の売買契約に基づき、A から甲の現実の引渡し（182 条 1 項）を受けたときに「占有を始めた」といえる。

(5) ここで、192 条にいう「善意」とは、即時取得が前主の占有に対する信頼保護の制度であることに鑑み、前主の権利を信頼することをいい、前主の権利を疑っていた場合は悪意になると考える。

4

本件では、同年 10 月 1 日の時点において、C は、A から、C より先に B が甲を買い受けたことを聞いていたため、前主である A が甲の所有者であったことに疑いが生じたといえる。

したがって、C の「善意」の推定を覆す事実が認められ、C は悪意であったといえる。

(6) よって、同年 10 月 1 日の時点においても、C に即時取得は成立しないため、C のこの反論は認められない。

第3 結論

以上より、C の反論に理由がないため、B の請求が認められる。

以 上